

令和6年10月3日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、大阪地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

大阪地裁が、大阪弁護士会に対し、大阪地裁第15民事部（交通部）の判決書（全件）を開示した際の連絡文書（最新版）

2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示申出に対し、8月22日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

- (1) 原判断庁において、本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）を探索したところ、本件開示申出文書に該当するような文書は存在しなかった。
- (2) これに対し、苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないか不明であると述べるが、裁判所が弁護士会に対して判決書写しを交付するに当たり、本件開示申出文書を作成することは必要的とはいはず、原判断庁が本件開示申出文書を作成又は取得していないことに不合理な点はない。
- (3) 以上から、原判断は相当である。